

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例

平成三年十二月二十日

宮城県条例第三十五号

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例をここに公布する。

拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、県民の日常生活を脅かすような拡声機の使用について必要な規制を行うことにより、地域の平穏を保持し、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(適用除外)

第二条 この条例の規定は、次に掲げる拡声機の使用については、適用しない。

- 一 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のためにする拡声機の使用
- 二 国又は地方公共団体の業務を行うためにする拡声機の使用
- 三 災害、事故等の警戒、警備及び救助活動のためにする拡声機の使用
- 四 電気、ガス、水道又は電気通信の事業に関し緊急の広報活動のためにする拡声機の使用
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に定める児童福祉施設の行事を行うためにする拡声機の使用
- 六 公共輸送機関の輸送業務を行うためにする拡声機の使用
- 七 祭礼、運動会等地域の行事を行うためにする拡声機の使用
- 八 前各号に掲げるもののほか、公安委員会規則で定める拡声機の使用

（拡声機の使用による暴騒音の禁止）

第三条 何人も、拡声機を使用して、別表の上欄に掲げる拡声機の使用の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める測定地点において測定したものとした場合における音量が八十五デシベルを超える音（以下「暴騒音」という。）を生じさせてはならない。

（拡声機の使用を要求する者等の義務）

第四条 何人も、他の者に対し、拡声機の使用を要求し、若しくは依頼するとき、又は自己の管理に係る拡声機を使用させるときは、その者にこの条例に規定する事項を遵守させなければならない。

（停止命令等）

第五条 警察官は、第三条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしている者があるときは、その者に対し、当該違反行為の停止を命ずることができる。

2 警察署長は、前項の規定による命令を受けた者が反復して違反行為をしたときは、その者に対し、二十四時間を超えない範囲内で時間を定めて、拡声機の使用を停止することその他の違反行為を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（拡声機の同時使用に関する勧告）

第六条 警察官は、二人以上の者が同時にそれぞれ拡声機を使用しており、かつ、これらの拡声機により生ずる音が暴騒音となっている場合において、それぞれの拡声機を使用している者が第三条の規定に違反しているかどうか明らかでないときは、これらの者に対し、当該暴騒音の発生の防止のために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

（拡声機の使用を要求した者等に対する勧告）

第七条 警察署長は、違反行為をした者に対して当該違反行為に係る拡声機の使用を要求し、若しくは依頼した

者があるとき、又は自己の管理に係る拡声機を違反行為に使用させた者があるときは、これらの者に対し、拡声機を使用する者の違反行為を防止するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(立入調査)

第八条 警察官は、第五条又は第六条の規定による権限を行使するために必要な限度において、拡声機のある場所に立ち入り、拡声機その他必要な物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

2 前項の規定により立入調査をする警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(適用上の注意)

第九条 この条例の適用に当たっては、表現の自由等憲法に保障された基本的人権を最大限に尊重し、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(罰則)

第十一条 第五条第一項の規定による警察官の命令又は同条第二項の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 第八条第一項の規定による警察官の立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の答弁をした者は、十万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成四年二月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第八号）

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

別表（第三条関係）

拡声機の使用の区分	測定地点
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用	当該敷地の境界線の外であり、かつ、当該拡声機から十メートル以上離れた地点
権原に基づき使用する敷地内における拡声機の使用以外の使用	当該拡声機から十メートル以上離れた地点

備考

- 一 音量の測定は、計量法（平成四年法律第五十一号）第七十一条第一項各号に掲げる条件に適合した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、使用する騒音計の周波数補正回路はA特性の周波数補正回路を用い、動特性は速い動特性を用いるものとする。
- 二 音量の大きさは、騒音計の指示値の最大値によるものとする。